

第五十八号

徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八の二の項の3中「又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十九号）附則第三条第二項の規定により風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第二項、第三十一条の十二第一項若しくは第三十一条の十七第一項の届出書を提出したものとみなされる者」を削り、同表の八の四の項の次に次のように加える。

八の五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づき特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査

次に掲げる当該審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請を行う者が県内において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づき許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定に基づき許可の申請に係る審査にあつては、それぞれ当該金額から八千円を減じた金額）

- 1 三月以内の期間を限って営む風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づき特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査 一万四千元（同法第三十一条の

<p>八の六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第五条第四項の規定に基づく許可証の再交付</p>	<p>二十三において準用する同法第四条第三項の規定が適用される営業所につき当該申請を行う場合における当該申請に係る審査にあつては、二万八千円)</p> <p>2 その他の審査 一万四千元 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第四条第三項の規定が適用される営業所につき同法第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該申請に係る審査にあつては、三万八千円)</p> <p>千五百円</p>
<p>八の七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九条第四項の規定に基づく許可証の書換え</p>	<p>千四百円</p>
<p>八の八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>八千六百円 (当該申請を行う者が県内において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、三千八百円)</p>
<p>八の九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の二第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>一万千円 (当該申請を行う者が県内において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の二第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、三千三百円)</p>

<p>八の十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の三第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>一万千円（当該申請を行う者が県内において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の三第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、三千三百円）</p>
<p>八の十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九条第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査</p>	<p>九千九百円</p>
<p>八の十二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第一項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定の申請に対する審査</p>	<p>一万三千円（当該申請を行う者が県内において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第一項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあつては、一万円）</p>
<p>八の十三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第五項の規定に基づく認定証の再交付</p>	<p>千五百円</p>
<p>八の十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第二十四条第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習</p>	<p>講習一時間につき六百五十円</p>

別表第一の十三の項中「第七条」を「第八条」に改め、同表の五十二の項及び五十三の項を削り、同表の五十三の二の項中「道路交通安全法」の下に「（昭和十五年法律第百五号）」を加え、同項を同表の五十二の項とし、同表中五十三の三の項を五十三の項とし、五十三の四の項を五十三の二の項とし、五十三の五の項から五十三の八の項までを二項ずつ繰り上げる。

**附 則**

1 この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一の八の二の項の改正規定 公布の日

二 次項の規定 平成二十八年三月二十三日

三 別表第一の改正規定（第一号に掲げる改正規定、同表の八の四の項の次に次のように加える改正規定及び同表の十三の項の改正規定を除く。） 平成二十八年四月一日

- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）附則第二条第一項の規定に基づき同法第二条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年法律第百二十二号）第三十一条の二十二の許可の申請を行う者は、改正後の別表第一の八の五の項の規定の例により、手数料を納付しなければならない。

#### 提案理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査等に係る手数料を定めるとともに、利用状況等に鑑みてパーキング・メーター等を廃止することに伴い、その作動等に係る手数料を廃止する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。